

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

| | ◇ 告 示 | ページ |
|--|---------|-----|
| ○ 指定管理者の指定【産業経済局地域経済振興部スタートアップ推進課】 | | 2 |
| ○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 | | 3 |
| ○ 財政のあらまし【財政局財務部財政課】 | | 4 |
| | ◇ 公 告 | |
| ○ 道路の指定（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 | | 23 |
| ○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】 | | 25 |
| | ◇ 上下水道局 | |
| ○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 | | 35 |
| ○ 公共下水道の供用区域の一部変更（2件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 | | 40 |
| | ◇ 教育委員会 | |
| ○ 指定管理者の指定【子ども家庭局子育て支援部青少年課】 | | 42 |

北九州市告示第465号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条の規定により、北九州テレワークセンターの指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年12月23日

北九州市長 北橋健治

| 指定管理者に指定した者 | | 指定する期間 |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 名称 | 住所 | |
| COMPASS 共同事業体 | 北九州市小倉北区魚町一丁目1番9号 | 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで |

北九州市告示第466号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月23日

北九州市長 北 橋 健 治

| 施設等の名称 | 種類 | 所在地 | 事業者の名称 | 確認年月日 |
|-----------------|-----------------|--|--------|---------------|
| キッズライン 保武 江里 | 認可外 保育施 設 | 居宅訪問型保 育事業の所在 地は個人情報 のため公示し ておりませ ん。 。 | 保武 江里 | 令和4年7 月19日 |

北九州市告示第468号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、令和4年9月30日現在における本市の財政状況等をここに公表する。

令和4年12月23日

北九州市長 北 橋 健 治

財政のあらまし

はじめに

本市の令和3年度決算は、歳入面では市税が新型コロナウイルス感染症の影響からの企業収益の持ち直し等により、2年ぶりに増加しました。一方、歳出面では新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施したほか、福祉・医療関係経費の増加傾向が続くなど、義務的経費が増加しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化や物価高騰などによる経済情勢への影響を踏まえると、本市の財政は今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

こうした状況にありながらも、「日本一住みよいまち・北九州市」の実現に向けて、ゼロカーボンの達成に向けた取組やDXの推進など、SDGsのトップランナーを目指す取組を着実に推進していく必要があります。そのため、「北九州市行財政改革大綱」に基づくより一層の「選択と集中」などによる、歳入・歳出両面からの収支改善の着実な推進や、投資的経費の適正水準の維持などにより、安定的な財政運営に努めていきます。

本書は、令和3年度決算及び令和4年度上半期の財政運営状況についてのあらましをまとめたものです。

本書を通じて本市の財政状況をご理解いただき、今後とも行財政運営に対する市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

1 令和3年度決算の状況

(1) 令和3年度決算概要

令和3年度一般会計及び特別会計の総決算額は、

歳入 1兆519億4,264万円

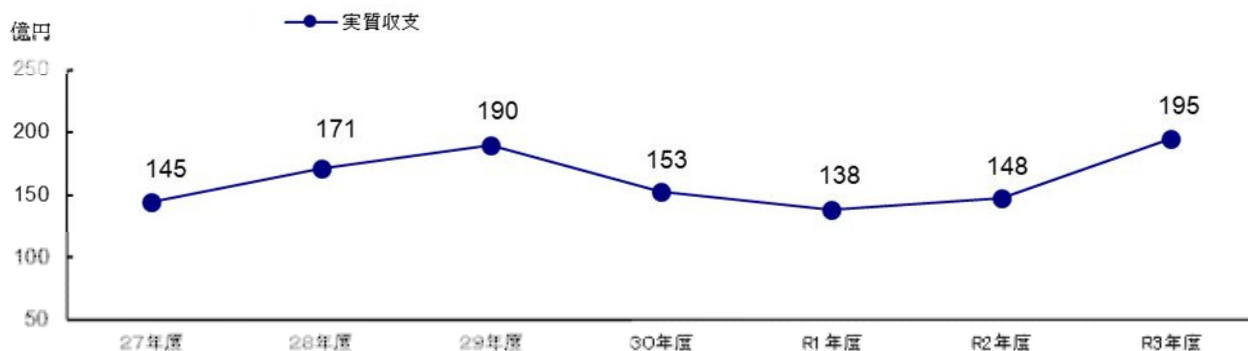
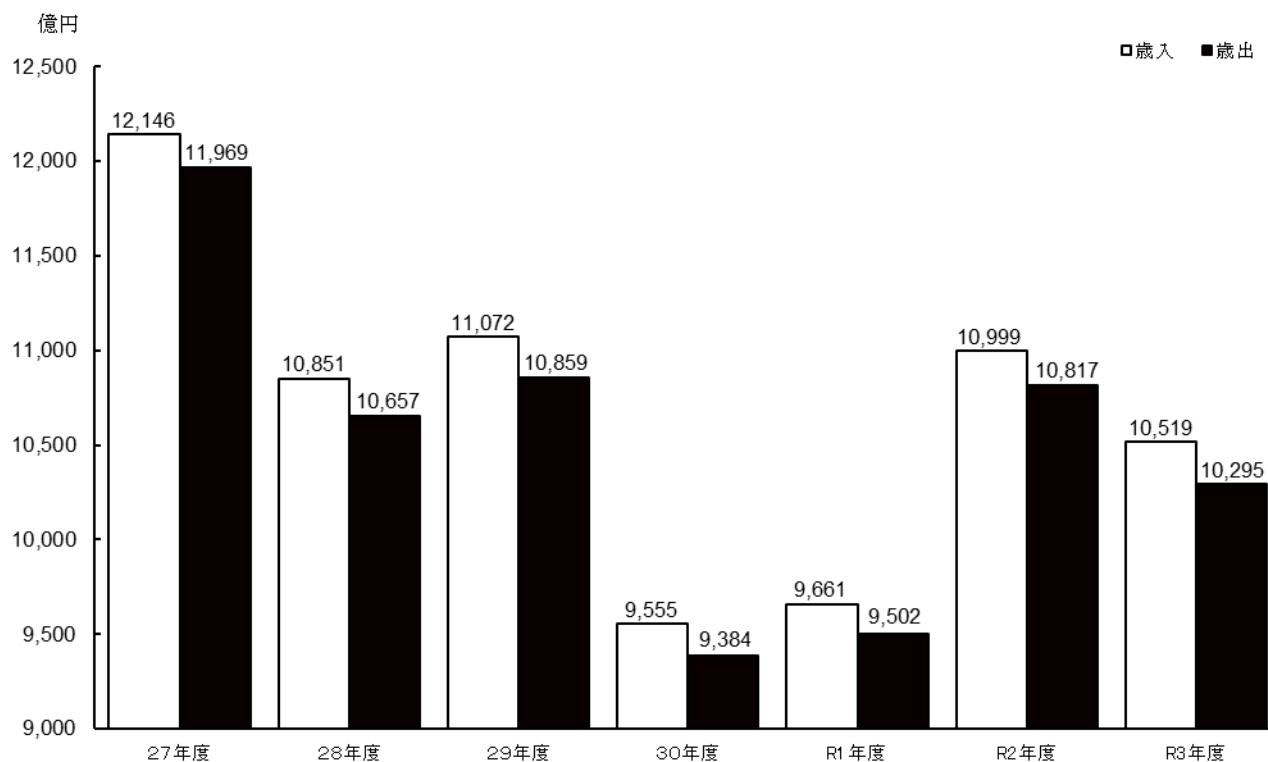
歳出 1兆294億7,824万円

で、歳入、歳出の対前年度比はそれぞれ、4.4%、4.8%の減となっています。

また、形式収支は224億6,440万円、実質収支は194億7,132万円となり、黒字を続けています。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移は、次図のとおりです。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移（一般会計・特別会計総計）



(2) 会計別歳入・歳出決算額

(単位：千円)

| 区 分 | | 歳 入 A | 歳 出 B | 歳入・歳出 差 引 額 C (A - B) | 翌年度へ繰 り越すべき 財源 D | 実質収支 (C - D) |
|------------------------------|----------------------------|---------------|---------------|-----------------------------|------------------------|-----------------|
| 一 般 会 計 | | 645,761,810 | 638,033,428 | 7,728,382 | 2,811,566 | 4,916,816 |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 | 104,623,755 | 101,107,798 | 3,515,957 | — | 3,515,957 |
| | 食 肉 セ ン タ ー | 386,813 | 353,357 | 33,456 | — | 33,456 |
| | 卸 売 市 場 | 874,517 | 751,563 | 122,954 | — | 122,954 |
| | 渡 船 | 557,543 | 377,055 | 180,488 | — | 180,488 |
| | 土 地 区 画 整 理 | 2,141,841 | 1,896,410 | 245,431 | 137,168 | 108,263 |
| | 土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 | 1,789 | 703 | 1,086 | — | 1,086 |
| | 港 湾 整 備 | 7,741,501 | 4,355,797 | 3,385,704 | 158 | 3,385,546 |
| | 公 債 償 還 | 157,111,807 | 157,111,807 | 0 | — | 0 |
| | 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 | 266,497 | 1,813 | 264,684 | — | 264,684 |
| | 土 地 取 得 | 1,644,376 | 1,644,191 | 185 | 185 | 0 |
| | 駐 車 場 | 602,124 | 240,968 | 361,156 | 13,000 | 348,156 |
| | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 | 608,816 | 471,622 | 137,194 | — | 137,194 |
| | 産 業 用 地 整 備 | 922,425 | 269,792 | 652,633 | 31,000 | 621,633 |
| | 漁 業 集 落 排 水 | 45,740 | 33,891 | 11,849 | — | 11,849 |
| | 介 護 保 険 | 107,419,089 | 102,700,895 | 4,718,194 | — | 4,718,194 |
| | 空 港 関 連 用 地 整 備 | 24,915 | 2,669 | 22,246 | — | 22,246 |
| | 学 術 研 究 都 市 土 地 区 画 整 理 | 669,342 | 255,569 | 413,773 | — | 413,773 |
| | 臨 海 部 産 業 用 地 貸 付 | 427,244 | 427,244 | 0 | — | 0 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 | 16,455,279 | 15,988,820 | 466,459 | — | 466,459 |
| | 市 民 太 陽 光 発 電 所 | 269,217 | 66,649 | 202,568 | — | 202,568 |
| 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 | 3,386,196 | 3,386,196 | 0 | — | 0 | |
| 計 | 406,180,826 | 391,444,809 | 14,736,017 | 181,511 | 14,554,506 | |
| 合 計 | | 1,051,942,636 | 1,029,478,237 | 22,464,399 | 2,993,077 | 19,471,322 |

(3) 一般会計歳入決算額款別構成

(単位：千円、%)

| 区 分 | | 決 算 額 | | 構 成 比 率 | | 対前年度 比 率 |
|------------------|-----------------------|-------------|-------------|---------|-------|-------------|
| | | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 自 主 財 源 | 市 税 | 174,595,776 | 174,938,509 | 25.7 | 27.1 | 100.2 |
| | 分担金及び負担金 | 2,899,890 | 2,721,577 | 0.4 | 0.4 | 93.9 |
| | 使用料及び手数料 | 14,739,250 | 14,644,949 | 2.2 | 2.3 | 99.4 |
| | 財産収入 | 5,515,667 | 9,555,942 | 0.8 | 1.5 | 173.3 |
| | 寄附金 | 1,759,384 | 2,573,079 | 0.3 | 0.4 | 146.2 |
| | 繰入金 | 5,201,214 | 5,340,769 | 0.8 | 0.8 | 102.7 |
| | 繰越金 | 3,421,211 | 4,345,857 | 0.5 | 0.6 | 127.0 |
| | 諸収入 | 49,546,207 | 64,983,162 | 7.3 | 10.1 | 131.2 |
| | 計 | 257,678,599 | 279,103,844 | 38.0 | 43.2 | 108.3 |
| 依 存 財 源 | 地方譲与税 | 3,031,359 | 3,089,210 | 0.4 | 0.5 | 101.9 |
| | 利子割交付金 | 85,086 | 67,054 | 0.0 | 0.0 | 78.8 |
| | 配当割交付金 | 426,774 | 673,291 | 0.1 | 0.1 | 157.8 |
| | 株式等譲渡所得割交付金 | 555,570 | 784,483 | 0.1 | 0.1 | 141.2 |
| | 分離課税所得割交付金 | 146,736 | 157,738 | 0.0 | 0.0 | 107.5 |
| | 法人事業税交付金 | 1,131,934 | 2,171,589 | 0.2 | 0.3 | 191.8 |
| | 地方消費税交付金 | 20,975,410 | 22,745,376 | 3.1 | 3.5 | 108.4 |
| | ゴルフ場利用税交付金 | 37,741 | 43,172 | 0.0 | 0.0 | 114.4 |
| | 環境性能割交付金 | 433,672 | 439,025 | 0.1 | 0.1 | 101.2 |
| | 軽油引取税交付金 | 5,296,465 | 5,455,392 | 0.8 | 0.9 | 103.0 |
| | 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 30,228 | 32,405 | 0.0 | 0.0 | 107.2 |
| | 地方特例交付金 | 1,239,894 | 3,020,089 | 0.2 | 0.5 | 243.6 |
| | 地方交付税 | 63,659,532 | 73,508,927 | 9.4 | 11.4 | 115.5 |
| | 交通安全対策特別交付金 | 418,521 | 388,324 | 0.1 | 0.0 | 92.8 |
| | 国庫支出金 | 227,401,488 | 162,618,538 | 33.5 | 25.2 | 71.5 |
| | 県支出金 | 29,561,374 | 32,162,753 | 4.3 | 5.0 | 108.8 |
| 市 債 | 66,246,300 | 59,300,600 | 9.7 | 9.2 | 89.5 | |
| | 計 | 420,678,084 | 366,657,966 | 62.0 | 56.8 | 87.2 |
| 合 計 | | 678,356,683 | 645,761,810 | 100.0 | 100.0 | 95.2 |

(4) 一般会計歳出決算額性質別構成

(単位：千円、%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 構 成 比 率 | | 対前年度 比 率 |
|---------------|-------------|-------------|---------|-------|-------------|
| | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 義 務 的 経 費 | 318,692,265 | 347,086,894 | 47.3 | 54.4 | 108.9 |
| 人 件 費 | 109,315,103 | 107,800,051 | 16.2 | 16.9 | 98.6 |
| 扶 助 費 | 141,874,384 | 171,383,820 | 21.1 | 26.9 | 120.8 |
| 公 債 費 | 67,502,778 | 67,903,023 | 10.0 | 10.6 | 100.6 |
| 投 資 的 経 費 | 69,264,680 | 65,688,510 | 10.3 | 10.3 | 94.8 |
| 補 助 事 業 費 | 49,957,746 | 42,267,719 | 7.4 | 6.6 | 84.6 |
| 単 独 事 業 費 | 19,306,934 | 23,420,791 | 2.9 | 3.7 | 121.3 |
| そ の 他 の 経 費 | 286,053,881 | 225,258,024 | 42.4 | 35.3 | 78.7 |
| 物 件 費 | 61,312,769 | 75,117,375 | 9.1 | 11.8 | 122.5 |
| 維 持 補 修 費 | 7,387,544 | 7,379,377 | 1.1 | 1.1 | 99.9 |
| 補 助 費 等 | 131,643,114 | 35,319,469 | 19.5 | 5.5 | 26.8 |
| 積 立 金 | 4,851,656 | 13,244,932 | 0.7 | 2.1 | 273.0 |
| 投 資 及 び 出 資 金 | 409,919 | 629,696 | 0.1 | 0.1 | 153.6 |
| 貸 付 金 | 34,467,157 | 46,327,646 | 5.1 | 7.3 | 134.4 |
| 繰 出 金 | 45,981,722 | 47,239,529 | 6.8 | 7.4 | 102.7 |
| 合 計 | 674,010,826 | 638,033,428 | 100.0 | 100.0 | 94.7 |

(5) 一般会計歳出決算額目の別構成

(単位：千円、%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 構 成 比 率 | | 対前年度 比 率 |
|---------------|-------------|-------------|---------|-------|-------------|
| | 2年度 | 3年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 1 議 会 費 | 1,573,899 | 1,564,382 | 0.2 | 0.2 | 99.4 |
| 2 総 務 費 | 138,266,397 | 44,991,056 | 20.5 | 7.1 | 32.5 |
| 3 保 健 福 祉 費 | 161,099,852 | 190,509,470 | 23.9 | 29.9 | 118.3 |
| 4 子 ど も 家 庭 費 | 72,125,449 | 84,985,704 | 10.7 | 13.3 | 117.8 |
| 5 環 境 費 | 15,994,068 | 15,296,373 | 2.4 | 2.4 | 95.6 |
| 6 労 働 費 | 588,737 | 599,660 | 0.1 | 0.1 | 101.9 |
| 7 農 林 水 産 業 費 | 2,037,184 | 1,801,098 | 0.3 | 0.3 | 88.4 |
| 8 産 業 経 済 費 | 49,709,590 | 63,120,535 | 7.4 | 9.9 | 127.0 |
| 9 土 木 費 | 54,427,743 | 44,915,652 | 8.1 | 7.0 | 82.5 |
| 10 港 湾 費 | 8,686,309 | 8,280,339 | 1.3 | 1.3 | 95.3 |
| 11 建 築 行 政 費 | 8,512,472 | 8,130,273 | 1.3 | 1.3 | 95.5 |
| 12 消 防 費 | 12,350,980 | 12,706,093 | 1.8 | 2.0 | 102.9 |
| 13 教 育 費 | 70,789,330 | 72,916,540 | 10.5 | 11.4 | 103.0 |
| 14 災 害 復 旧 費 | 553 | 35,547 | 0.0 | 0.0 | 6,428.0 |
| 15 諸 支 出 金 | 77,848,263 | 88,180,706 | 11.5 | 13.8 | 113.3 |
| 16 予 備 費 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | — |
| 合 計 | 674,010,826 | 638,033,428 | 100.0 | 100.0 | 94.7 |

2 令和4年度上半期財政運営の状況

(1) 一般会計予算の執行状況

(令和4年9月30日現在)

| 歳 入 | | | | 歳 出 | | | |
|-------|---------------------|-------------------|--------------|--------------------|---------------------|-------------------|--------------|
| 区 分 | 予算現額 (A) | 収入済額 (B) | 収入率 (B/A) | 区 分 | 予算現額 (C) | 支出済額 (D) | 支出率 (D/C) |
| 市 税 | 1,779 億 9,300 万円 | 983 億 5,019 万円 | % 55.3 | 保健福祉費 | 1,883 億 756 万円 | 712 億 8,883 万円 | % 37.9 |
| 国庫支出金 | 1,428 億 6,953 万円 | 391 億 1,194 万円 | 27.4 | 産業経済費 | 896 億 9,117 万円 | 437 億 7,038 万円 | 48.8 |
| 諸 収 入 | 935 億 8,758 万円 | 44 億 8,830 万円 | 4.8 | 諸 支 出 金 | 752 億 4,442 万円 | 26 億 1,490 万円 | 3.5 |
| 地方交付税 | 675 億円 | 490 億 4,111 万円 | 72.7 | 教 育 費 | 747 億 7,895 万円 | 297 億 140 万円 | 39.7 |
| 市 債 | 586 億 4,720 万円 | 518 億 7,191 万円 | 88.4 | 子 ど も 費 家 庭 費 | 736 億 3,542 万円 | 313 億 6,887 万円 | 42.6 |
| 県支出金 | 324 億 7,633 万円 | 28 億 1,279 万円 | 8.7 | 土 木 ・ 建 築 行 政 費 | 568 億 7,959 万円 | 141 億 3,939 万円 | 24.9 |
| そ の 他 | 803 億 8,236 万円 | 370 億 2,971 万円 | 46.1 | そ の 他 | 949 億 1,889 万円 | 309 億 2,208 万円 | 32.6 |
| 合 計 | 6,534 億 5,600 万円 | 2,827 億 595 万円 | 43.3 | 合 計 | 6,534 億 5,600 万円 | 2,238 億 585 万円 | 34.2 |

(2) 特別会計予算の執行状況

(令和4年9月30日現在)

| 区 分 | 予 算 現 額 (A) | 歳 入 | | 歳 出 | |
|---------------|---------------------|---------------------|----------|-------------------|-----------|
| | | 収入済額(B) | 収入率(B/A) | 支出済額(C) | 支出率(C/A) |
| 公 債 償 還 | 1,523 億円 559 万円 | 47 億 7,109 万円 | % 3.1 | 517 億 7,109 万円 | % 34.0 |
| 介 護 保 険 | 1,067 億 9,600 万円 | 470 億 4,167 万円 | 44.0 | 423 億 6,499 万円 | 39.7 |
| 国 民 健 康 保 険 | 992 億 5,000 万円 | 410 億 5,366 万円 | 41.4 | 377 億 9,361 万円 | 38.1 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 | 173 億 8,900 万円 | 54 億 8,905 万円 | 31.6 | 48 億 4,914 万円 | 27.9 |
| 土 地 取 得 | 58 億 5,939 万円 | 9,140 万円 | 1.6 | 1 億 3,424 万円 | 2.3 |
| 港 湾 整 備 | 54 億 616 万円 | 48 億 9,420 万円 | 90.5 | 6 億 5,470 万円 | 12.1 |
| そ の 他 | 110 億 1,020 万円 | 37 億 7,022 万円 | 34.2 | 21 億 3,477 万円 | 19.4 |
| 合 計 | 3,980 億 1,075 万円 | 1,070 億 4,579 万円 | 26.9 | 1,397 億 254 万円 | 35.1 |

(3) 市有財産、市債及び一時借入金

ア 市有財産

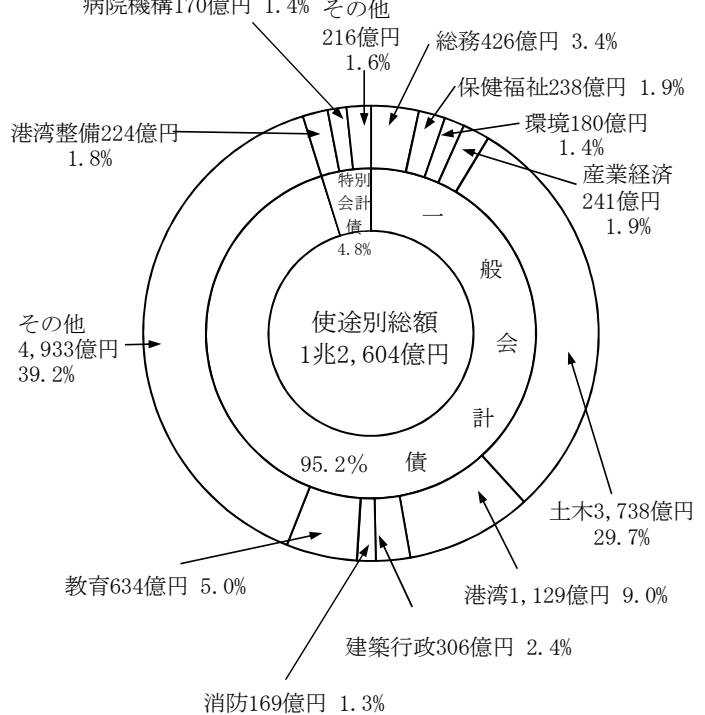
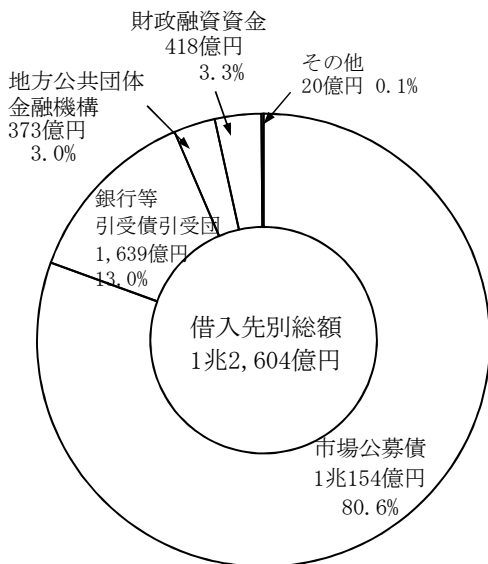
(令和4年9月30日現在)

| 区分 | 単位 | 数 量 | | |
|-------|----------------|------------|-----------|------------|
| | | 行政財産 | 普通財産 | 合 計 |
| 土 地 | m ² | 21,991,670 | 7,606,124 | 29,597,794 |
| 建 物 | m ² | 4,671,964 | 153,642 | 4,825,606 |
| 立 木 | m ³ | 156,122 | — | 156,122 |
| 船 舶 | 隻 (t) | 2 (133) | — | 2 (133) |
| 浮 棧 橋 | 個 | 6 | — | 6 |
| 航 空 機 | 機 | 1 | — | 1 |
| 物 権 | m ² | 687,838 | 2 | 687,840 |
| 特 許 権 | 件 | 0 | — | 0 |
| 著 作 権 | 件 | 116 | — | 116 |
| 商 標 権 | 件 | — | 15 | 15 |

| 区 分 | 単 位 | 数 量 |
|---------------|-----|------------|
| 有 価 証 券 | 千 円 | 694,120 |
| 出 資 に よ る 権 利 | 千 円 | 69,931,045 |

イ 市債の現在高

(令和4年9月30日現在)



ウ 一時借入金

(令和4年9月30日現在)

| | | | |
|-------------|-------|---------|----|
| 予算で定めた最高限度額 | 850億円 | 一時借入金残高 | 0円 |
|-------------|-------|---------|----|

3 令和4年度上半期公営企業の業務状況

(1) 上水道事業会計

ア 事業の概況

【水道事業】

給 水 状 況

(令和4年9月30日現在)

| 区 分 \ 年 度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増(△)減 | 増減率(%) |
|------------------|---------|---------|-------|--------|
| 配水量(千 m^3) | 53,911 | 53,703 | 208 | 0.4 |
| 一日平均配水量(m^3) | 294,596 | 293,459 | 1,137 | 0.4 |

【水道用水供給事業】

給 水 状 況

(令和4年9月30日現在)

| 区 分 \ 年 度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増(△)減 | 増減率(%) |
|------------------|--------|--------|-------|--------|
| 給水事業者数(事業者) | 5 | 5 | 0 | 0.0 |
| 給水量(千 m^3) | 3,490 | 3,428 | 62 | 1.8 |
| 一日平均給水量(m^3) | 19,071 | 18,731 | 340 | 1.8 |

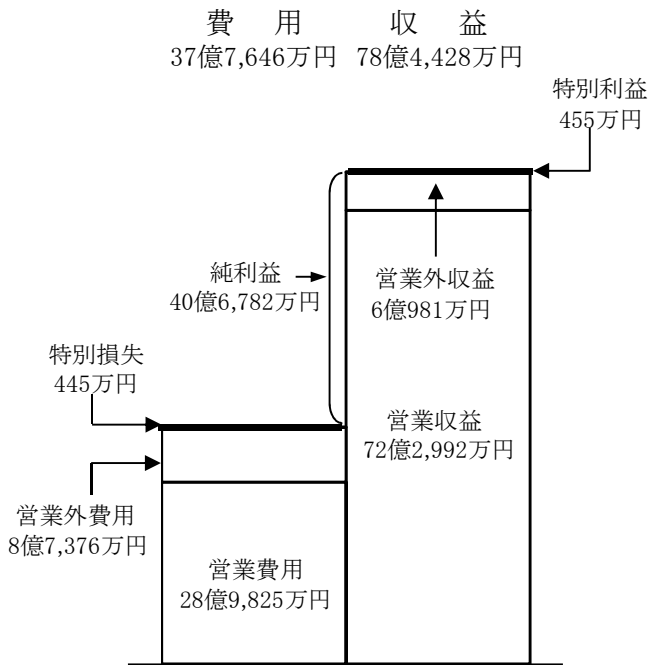
イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

【水道事業】

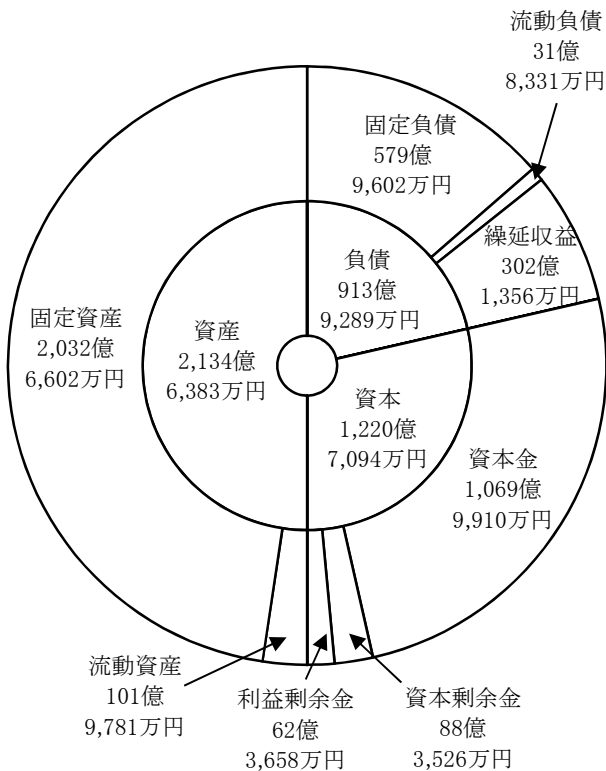
損益収支の状況

(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図

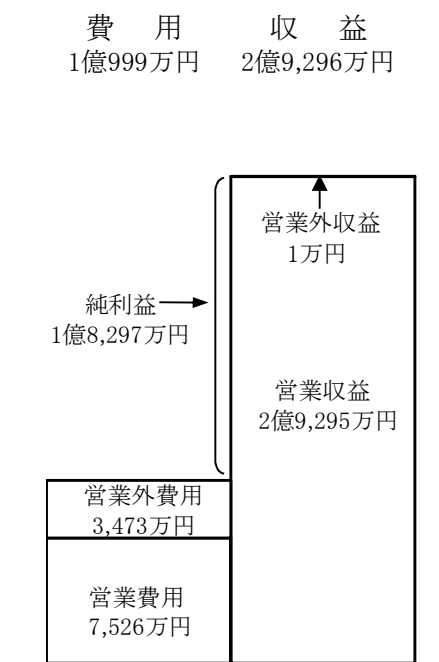
(令和4年9月30日現在)



【水道用水供給事業】

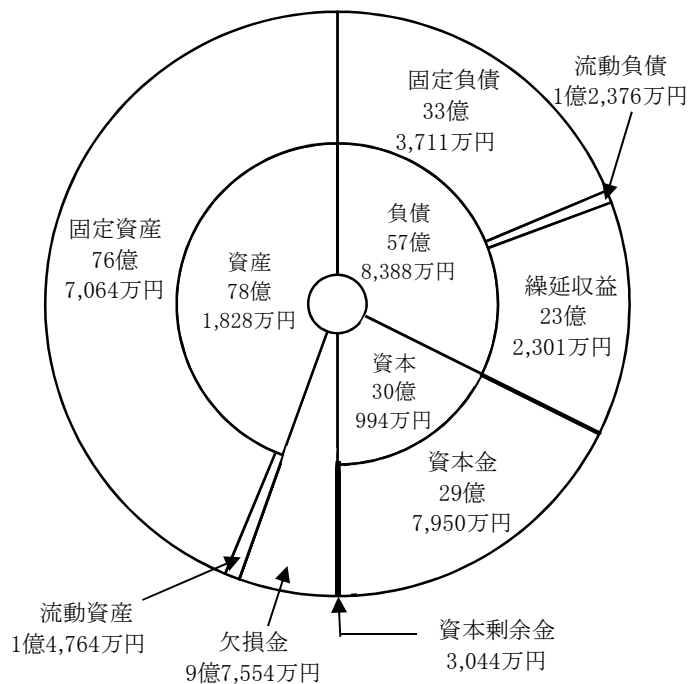
損益収支の状況

(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図

(令和4年9月30日現在)



(2) 工業用水道事業会計

ア 事業の概況

給 水 状 況

(令和4年9月30日現在)

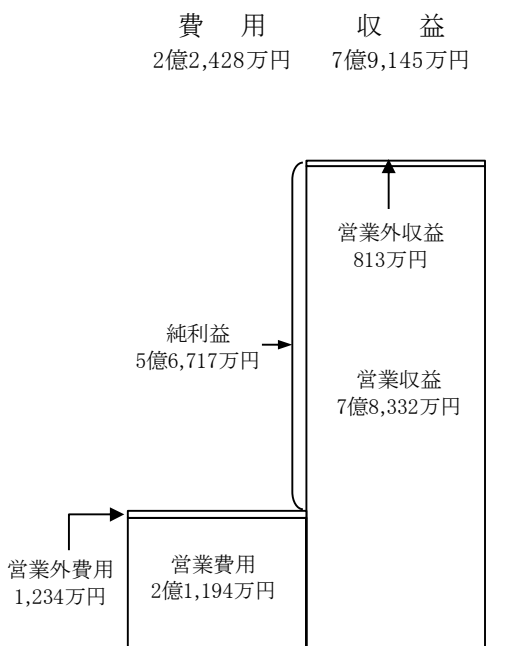
| 区 分 | 年 度 | | 増 (△) 減 | 増 減 率 (%) |
|-------------------|---------|---------|----------|-----------|
| | 令和 4 年度 | 令和 3 年度 | | |
| 給水事業所数 (事業所) | 69 | 69 | 0 | 0.0 |
| 給水量 (千 m^3) | 19,516 | 21,707 | △ 2,191 | △ 10.1 |
| 一日平均給水量 (m^3) | 106,647 | 118,619 | △ 11,972 | △ 10.1 |

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

損益収支の状況

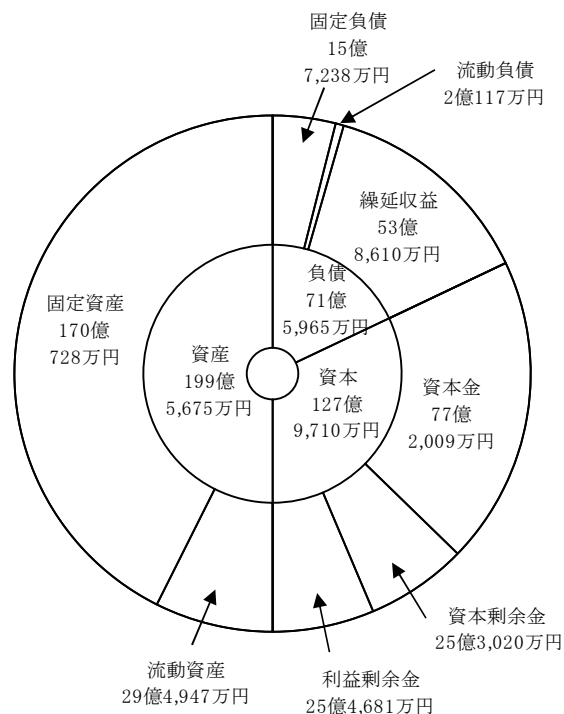
(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和4年9月30日現在)



(3) 交通事業会計

ア 事業の概況

輸 送 状 況

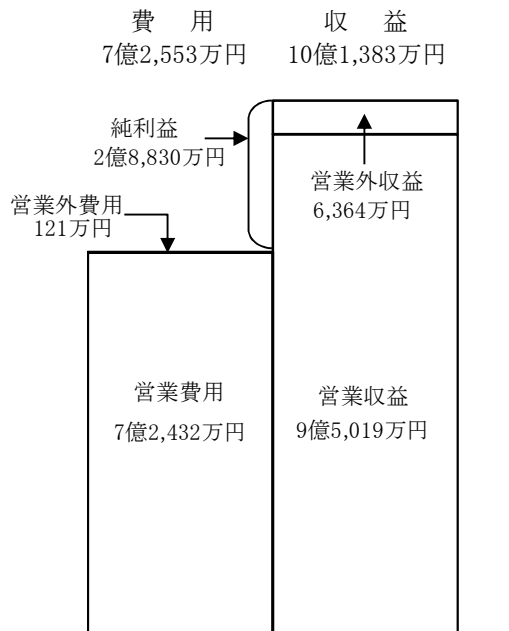
(令和4年9月30日現在)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増(△)減 | 増減率(%) |
|-------------|-----------|-----------|---------|--------|
| 実働車両数(両) | 13,045 | 13,574 | △ 529 | △ 3.9 |
| 乗合(両) | 11,562 | 12,161 | △ 599 | △ 4.9 |
| 貸切(両) | 1,483 | 1,413 | 70 | 5.0 |
| 走行キロ数(km) | 1,815,969 | 1,786,151 | 29,818 | 1.7 |
| 乗合(km) | 1,680,794 | 1,666,526 | 14,268 | 0.9 |
| 貸切(km) | 135,175 | 119,625 | 15,550 | 13.0 |
| 輸送人員(人) | 2,152,589 | 1,961,349 | 191,240 | 9.8 |
| 乗合(人) | 1,967,527 | 1,774,970 | 192,557 | 10.9 |
| 貸切(人) | 185,062 | 186,379 | △ 1,317 | △ 0.7 |
| 一日平均輸送人員(人) | 11,763 | 10,717 | 1,046 | 9.8 |
| 乗合(人) | 10,752 | 9,699 | 1,053 | 10.9 |
| 貸切(人) | 1,011 | 1,018 | △ 7 | △ 0.7 |

イ 経理の状況

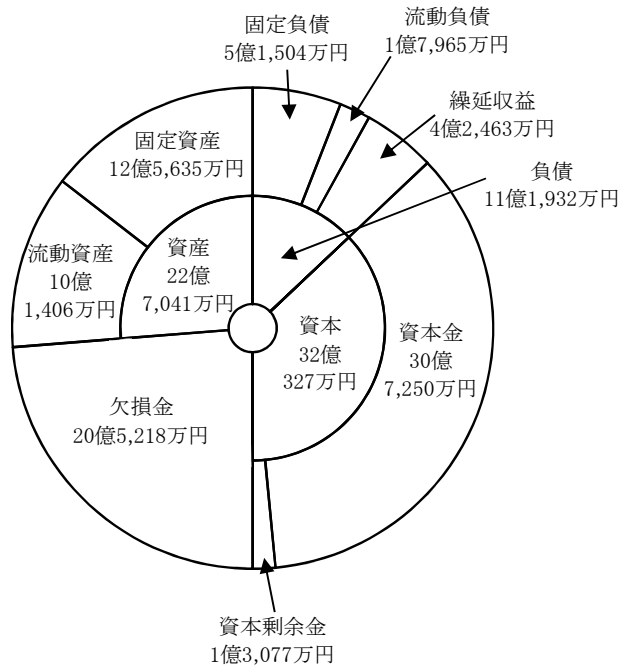
損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

損益収支の状況
(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図
(令和4年9月30日現在)



(4) 病院事業会計

ア 事業の概況

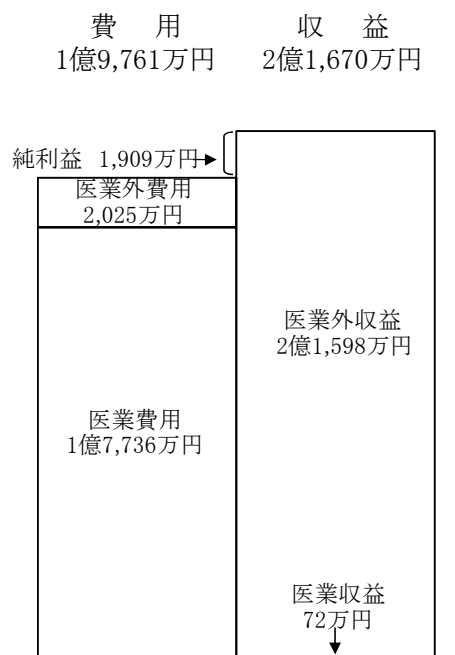
市立門司病院について、医療法人茜会を指定管理者として、結核医療を中心に運営を行った。

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

損益収支の状況

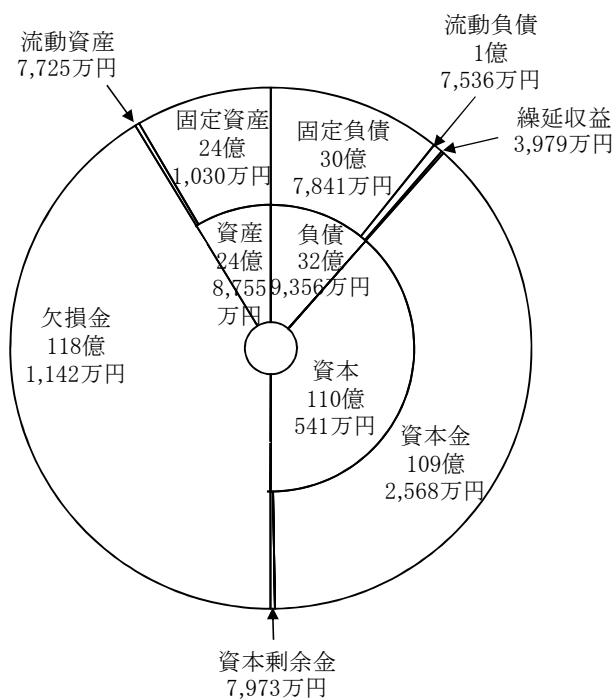
(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和4年9月30日現在)



(5) 下水道事業会計

ア 事業の概況

下水処理状況

(令和4年9月30日現在)

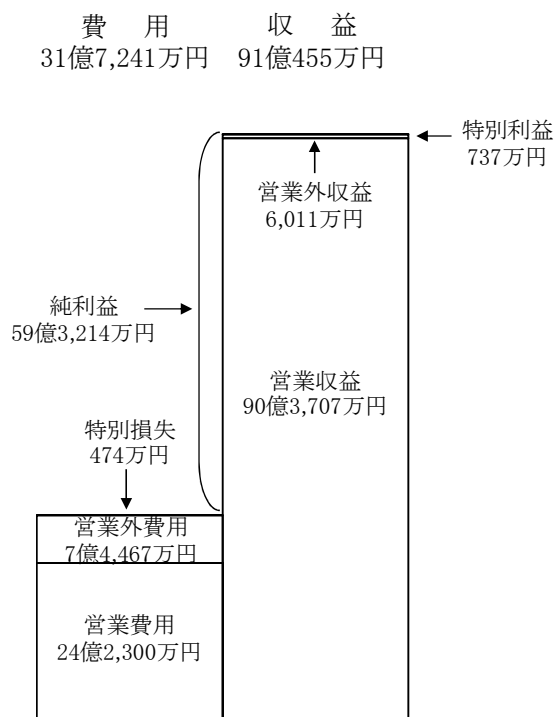
| 区分 \ 年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増(△)減 | 増減率(%) |
|------------------------|--------|--------|---------|--------|
| 処理水量(千m ³) | 70,180 | 78,856 | △ 8,676 | △ 11.0 |
| 水洗化助成戸数(戸) | 2 | 0 | 2 | 皆増 |

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

損益収支の状況

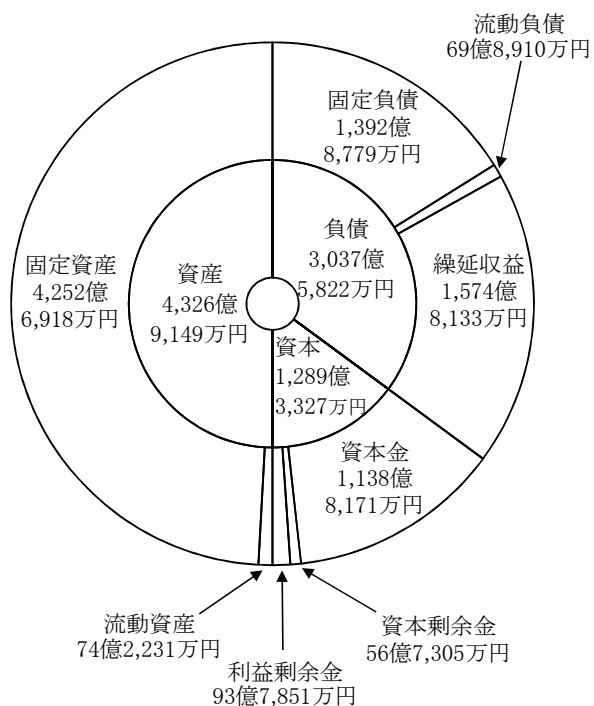
(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和4年9月30日現在)



(6) 公営競技事業会計

ア 事業の概況

公営競技事業の令和4年4月1日から同年9月30日までの業務量は、次のとおりです。

【競輪事業】

| | |
|---------------|----------------|
| (1) 開催日数 | 21日 |
| (2) 車券発売金 | 8,037,007,300円 |
| うち本場 | 64,525,400円 |
| うち電話投票 | 7,052,673,600円 |
| うち場外 | 919,808,300円 |
| (3) 1日平均車券発売金 | 382,714,633円 |
| (4) 場間場外発売金 | 1,536,673,600円 |
| (5) 入場者数 | 5,454人 |

【モーターボート競走事業】

| | |
|---------------|-----------------|
| (1) 開催日数 | 95日 |
| (2) 舟券発売金 | 67,326,124,000円 |
| うち本場 | 1,461,453,100円 |
| うち電話投票 | 55,224,784,500円 |
| うち場外 | 10,639,886,400円 |
| (3) 1日平均舟券発売金 | 708,696,042円 |
| (4) 場間場外発売金 | 4,463,073,400円 |
| (5) 入場者数 | 62,384人 |

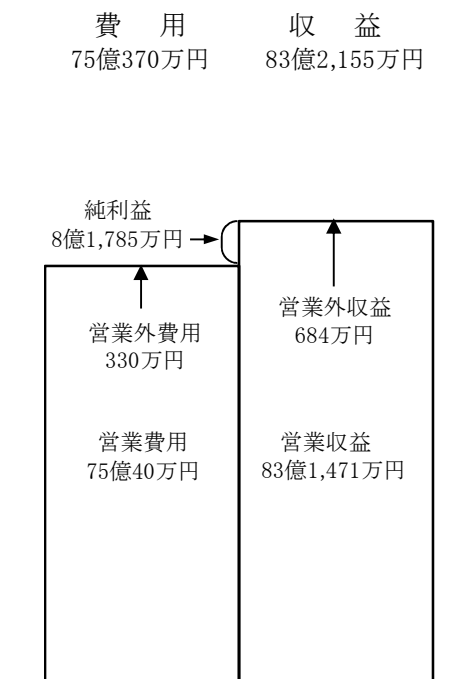
イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

【競輪事業】

損益収支の状況

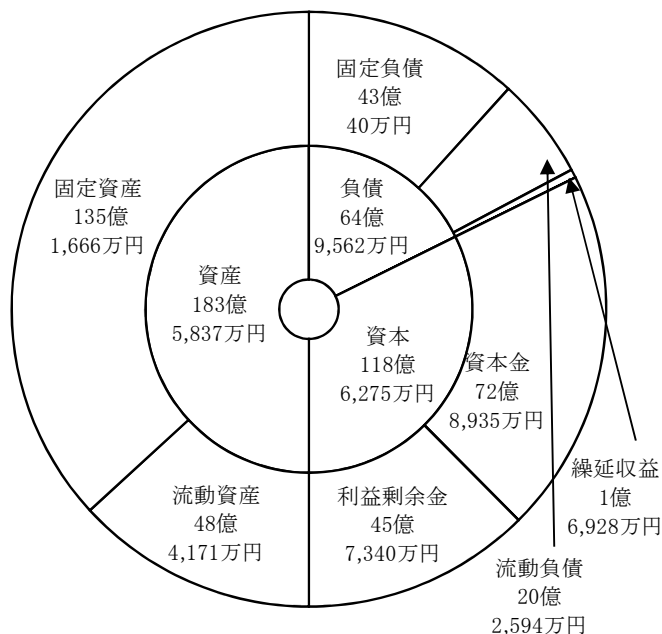
(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

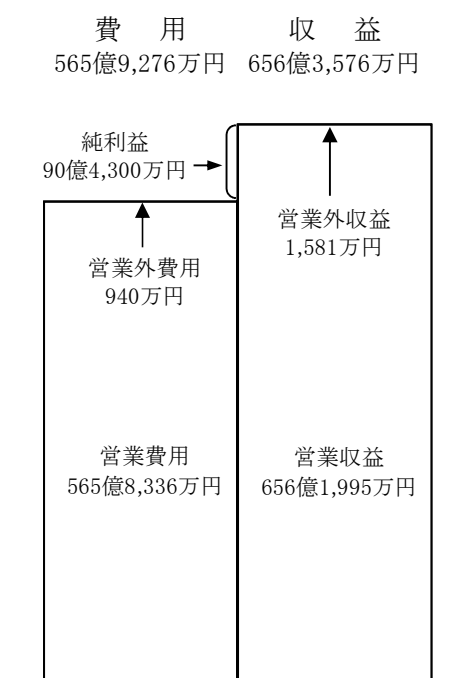
(令和4年9月30日現在)



【モーターボート競走事業】

損益収支の状況

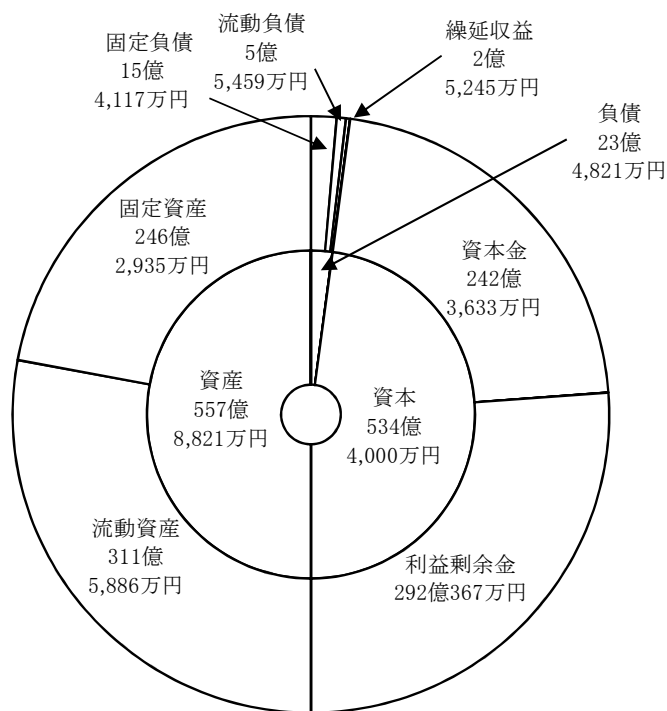
(令和4年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和4年9月30日現在)



4 前事業年度（令和3年度）の公営企業の決算の状況

（単位：千円、税込）

| 会計別 | 収益的収入及び支出 | | 資本的収入及び支出 | |
|---------|-------------|-------------|------------|------------|
| | 収入 | 支出 | 収入 | 支出 |
| 上水道事業 | 20,333,210 | 18,998,059 | 4,669,674 | 12,281,064 |
| 工業用水道事業 | 1,969,508 | 1,463,434 | 65,008 | 875,001 |
| 交通事業 | 1,694,320 | 1,885,645 | 401,124 | 521,814 |
| 病院事業 | 246,013 | 406,254 | 315,115 | 315,661 |
| 下水道事業 | 27,257,696 | 26,566,174 | 14,217,537 | 24,334,464 |
| 公営競技事業 | 179,874,334 | 164,810,715 | 2,583,997 | 9,426,347 |

北九州市公告第 8 4 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 4 年 1 2 月 2 3 日 第 9 4 5 2 0 3 号

3 道路の位置、延長及び幅員

| 路線名 | 位置 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|----------------|---|-----------|---------|
| 折尾北鷹 見 1 号線 | 八幡西区折尾一丁目 2 4 2 3 番 1 1 地先から八幡西区北鷹見町 4 1 9 番 7 地内まで | 5 5 . 0 0 | 8 . 0 0 |

北九州市公告第 8 4 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 4 年 1 2 月 2 3 日 第 9 4 5 2 0 4 号

3 道路の位置、延長及び幅員

| 路線名 | 位置 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|----------------|---|-------------|---------|
| 自転車歩行者専用道 2 号線 | 八幡西区北鷹見町 4 8 2 番 1 から八幡西区中須二丁目 4 0 8 番 4 まで | 2 5 6 . 9 0 | 8 . 0 0 |

北九州市公告第 8 5 3 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（2 月分） 5 8 キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和 5 年 2 月 1 日から同月 2 8 日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目 7 9 番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町 9 6 番地の 2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町 2 番 1 号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期 入札期日の前日から起算して 2 4 日前までに公告する。

6 6 キロリットル 令和 5 年 1 月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和 4 年 2 月 4 日

(7) 入札方法 1 キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年1月10日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和5年1月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年1月6日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月10日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年1月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年1月16日から同月19日までの毎日午前9時から午後7時まで及び同月20日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年1月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年1月20日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of White Kerosene
Forecasted Quantity : 58KL
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
2 :00p.m., January 20, 2023

For tenders submitted by mail :

5 :00p.m., January 19, 2023

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 854 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・2 月分） 2 万 8, 9 0 0 リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和 5 年 2 月 1 日から同月 2 8 日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

入札期日の前日から起算して 2 4 日前までに公告する。

3 万 1, 9 0 0 リットル 令和 5 年 1 月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和 4 年 2 月 4 日

(7) 入札方法 1 リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるもの

とする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年1月10日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和5年1月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年1月6日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月10日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年1月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年1月16日から同月19日までの毎日午前9時から午後7時まで及び同月20日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年1月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年1月20日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 28,900L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p. m. , January 20, 2023

For tenders submitted by mail :

5 :00p. m. , January 19, 2023

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第40号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年12月28日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域 | |
|-----------------|--------------|
| 北九州市門司区大字白野江の一部 | |
| 〃 | 〃 新門司北一丁目の一部 |
| 〃 | 〃 西海岸一丁目の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は分流式の別 |
|--|------------|
| 北九州市門司区大字白野江地内、新門司北一丁目地内及び西海岸一丁目地内の各一部 | 分流式 |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第41号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年12月28日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| |
|-----------------|
| 下水を排除及び処理すべき区域 |
| 北九州市小倉北区大字富野の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は 分流式の別 |
|-------------------|----------------|
| 北九州市小倉北区大字富野地内の一部 | 分流式 |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第42号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年12月28日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域 | |
|-----------------|-------------|
| 北九州市小倉南区大字市丸の一部 | |
| 〃 | 〃 大字新道寺の一部 |
| 〃 | 〃 上曽根一丁目の一部 |
| 〃 | 〃 朽網東二丁目の一部 |
| 〃 | 〃 下石田三丁目の一部 |
| 〃 | 〃 津田一丁目の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は分流式の別 |
|--|------------|
| 北九州市小倉南区大字市丸地内、大字新道寺地内、上曽根一丁目地内、朽網東二丁目地内、下石田三丁目地内及び津田一丁目地内の各一部 | 分流式 |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96の3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曽根浄化センター

北九州市上下水道局告示第43号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年12月28日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域 |
|----------------|
| 北九州市若松区大字蟹住の一部 |
| 〃 〃 大字有毛の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は分流式の別 |
|---------------------------|------------|
| 北九州市若松区大字蟹住地内及び大字有毛地内の各一部 | 分流式 |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第44号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和4年12月28日

2 下水を排除及び処理すべき区域

| 下水を排除及び処理すべき区域 |
|------------------|
| 北九州市八幡西区池田一丁目の一部 |
| 〃 〃 茶屋の原二丁目の一部 |

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は分流式の別 |
|--------------------------------|------------|
| 北九州市八幡西区池田一丁目地内及び茶屋の原二丁目地内の各一部 | 分流式 |

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市上下水道局告示第45号

次のとおり公共下水道の供用区域を一部変更する。

その関係図面は、この告示の日から供用区域を一部変更すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 供用区域を一部変更すべき年月日

令和4年12月28日

- 2 供用区域を一部変更する区域

| |
|-------------------|
| 供用区域を一部変更する区域 |
| 北九州市門司区新門司北二丁目の一部 |

- 3 一部を変更する排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は 分流式の別 |
|---------------------|----------------|
| 北九州市門司区新門司北二丁目地内の一部 | 分流式 |

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第46号

次のとおり公共下水道の供用区域を一部変更する。

その関係図面は、この告示の日から供用区域を一部変更すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 供用区域を一部変更すべき年月日

令和4年12月28日

- 2 供用区域を一部変更する区域

| |
|-----------------|
| 供用区域を一部変更する区域 |
| 北九州市小倉北区大字富野の一部 |

- 3 一部を変更する排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

| 排水施設の位置 | 合流式又は 分流式の別 |
|-------------------|----------------|
| 北九州市小倉北区大字富野地内の一部 | 分流式 |

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市教育委員会告示第1号

北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第11号）第10条の規定により、北九州市立もじ少年自然の家の指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年12月23日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

| 指定管理者に指定したもの | | 指定する期間 |
|---------------------|--------------------|----------------------------|
| 名称 | 住所 | |
| 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体 | 北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号 | 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで |